

令和元年 8 月 30 日

輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日
(関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 7 の項に掲げる物品)

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 3 第 8 項の規定に基づき、同法別表第 1 の 6 の 7 の項に掲げる物品について、同条第 1 項に規定する発動日を下記のとおり公表する。

記

令和元年 9 月 1 日